

日立市結婚新生活支援事業

結婚新生活の費用を

最大 **30** 万円補助します！

※新規申請される方のみ

※継続申請される方は補助限度額が異なります



★主な対象世帯の要件

★初めて申請される方

①婚姻日

婚姻日が令和7年1月1日以降であること

②年齢

婚姻日時点の夫婦それぞれの年齢が39歳以下であること

③住所

申請日時点で夫婦が共に日立市内の同じ住所に住民登録していること

④税金

市税などの滞納をしていないこと

⑤所得

夫婦の所得（申請日時点における最新の所得額）を合算した金額が500万円未満であること

⑥居住意思

日立市に3年以上居住する意思を有すること

※①～⑥以外にも要件がございます。詳しくはお問い合わせください。

★令和6年度に交付決定された方（継続申請）

①令和6年度補助金の交付

令和6年度補助金の交付を受けている世帯で、その補助額が補助上限額未満であること

②婚姻

令和6年度補助金の交付申請日以降も引き続き婚姻関係にあること

③住所

継続補助の交付申請日時点で夫婦共に日立市内の同じ住所に住民登録していること

④税金

市税などの滞納をしていないこと

※補助限度額：R6年度県補助上限金額よりR6年度県交付額を差し引いた後の金額

★対象費用 令和7年4月1日以降に発生した次の費用

①住居費（賃借）

※住宅賃借のために支払った費用（賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料）

②住居費（取得・リフォーム）

※住宅取得・リフォームのために支払った費用

③引越し費用

※新居に引越しした際に、引越し業者等へ支払った費用

★申請期限

令和8年2月27日（金） 必着

※期限間際に申請が集中するため予約制をとる可能性があります。

最新情報はホームページをご覧ください。

※上記期限までに申請が難しい場合は、事前に子育て支援課までご相談ください。

※予算額に達し次第、受付終了となりますのでご了承ください。

★対象要件・必要書類確認ツール

右QRコードから要件や必要書類を確認できます。

※必要書類は裏面にも記載しています。



問合せ先 日立市保健福祉部子ども局子育て支援課

0294-22-3111（内線338）



★必要書類（初めて申請される方）

※申請内容や世帯状況によって、必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

【共通書類】

- ☐ 日立市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 婚姻後の戸籍全部事項証明書…交付申請日から3か月以内のもの
- ☐ 申請者の本人確認書類の写し…マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）などの写し
- ☐ 振り込みを希望する口座が確認できる書類（通帳等）

◆奨学金を返済している方

- ☐ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類又は貸与型奨学金返済（見込）額証明書（様式第3号）
所得証明と同じ年（令和6年中又は令和5年中のいずれか）の返済した金額と期間が分かるもの

◆公簿で確認できない場合（転入者や公簿の調査に同意されない方など）

- ☐ 課税（所得）証明書…交付申請日から3か月以内のもの
※令和7年1月1日現在日立市に住民登録のない方で交付申請日が6月1日以降の方は、令和6年中（令和6年1月1日～12月31日まで）の課税（所得）証明書
※令和6年1月1日現在日立市に住民登録のない方で交付申請日が5月31日以前の方は、令和5年中（令和5年1月1日～12月31日まで）の課税（所得）証明書
- ☐ 納税証明書（日立市で課税されている税目すべて）
日立市で課税されている方で、納税状況の調査に同意されない方
- ☐ 国民健康保険料納付証明書（日立市が発行するもの）
納付状況の調査に同意されない方
- ☐ 住民票謄本（世帯全員のもの）
住民登録情報の調査に同意されない方

【申請内容によって必要な書類】

◆住宅を取得・リフォームした方

- ☐ 売買契約書の写し又は工事請負契約書（又は請書）の写し
- ☐ 鍵の引渡し証
（リフォームをした方は不要）
- ☐ 領収書の写し（内訳明細のあるもの）

◆引越しをした方

- ☐ 領収書の写し又は引越費用証明書
内訳明細のあるもの
（対象外費用である不用品及び家具家電の処分・設置費用、保証金などが分かるもの）

◆住宅を賃借した方

- ☐ 賃貸借契約書の写し
不動産会社の契約書の様式によっては追加書類が必要な場合があります
- ☐ 領収書の写し又は家賃等支払証明書
内訳明細のあるもの
- ☐ 住宅手当支給証明書（様式第4号）
夫婦それぞれの勤め先が証明したもの（交付申請日時点で退職している場合であっても、申請する家賃月に勤務していた場合は、証明が必要）
- ☐ 無職・無収入申立書兼誓約書
申請する家賃月に無職の期間がある方

★必要書類（継続申請の方）

- ☐ 日立市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（継続補助用）（様式第2号）
- ☐ 住宅取得・リフォーム・賃貸・引越しに係る書類（初めて申請される方と同じ。R6年度補助金の交付申請時に提出している書類と内容に変更がない方は書類を省略することもできます）
（例）令和6年度補助金の交付申請時と同じアパートに住んでいて、契約内容に変更が生じていない場合等は、『賃貸借契約書の写し』は添付不要です。今回補助申請する経費に係る『領収書』と『住宅手当支給証明書』の提出が必要となります。

★手続きの流れ

- ① 婚姻・転入（転居）
- ② 住居の契約や引越し、対象経費の支払い
- ③ 申請
- ④ 審査
- ⑤ 決定通知の送付
- ⑥ 補助金の支払い

申請・問合せ先 日立市保健福祉部子ども局子育て支援課
日立市役所本庁舎1階山側
0294-22-3111（内線338）

